

南朝の清官と濁官

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2244146>

出版情報 : 史淵. 98, pp.15-46, 1967-03-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

南朝の清官と濁官

越智重明

はし が き

南朝にあつては官に清、濁の別があつた。つまり清官と濁官とがあつた。これは周知の通りである。こうした官の清、濁について重要なことは、その別が当時の官僚の身分とどう関連しているかということである。おそくとも西晋の末ごろ以後、全国の人々は制度上上下四つの階層に分けられていた。(いまそれぞれの称呼の一つをとつていうと、)第一位は甲族であり、第二位は次門であり、第三位は後門であり、第四位は三五門である。(以下、右のようなヒエラルキーを族門制ということとする。また甲族、次門、後門、三五門という際、とくに断らない限りそれを制度的なものに限ることとする。)結論をさきにいえば、右の清官は専ら甲族がそれとして就くべき官であり、濁官は次門以下がそれとして就くべき官である。ところで、梁の武帝は天監七年(西紀五〇八年)に官制改革を断行している(以下、それを「改革」という)。それ以前官僚たるべき階層は甲族、次門、後門であり、それ以後官僚たるべき階層は甲族と次門とであつた。従つて濁官は「改革」以前にあつては次門、後門がそれとして就くべき官であり、「改革」以後にあつては次門がそれとして就くべき

官であるということになる。

官の清、濁と族門制との関係を明かにしておくことは、当時の史料を読む際に欠くべからざるものである。例えば、南史卷七十七沈客卿伝に、

以旧制、軍士人二品清官、並無関市之税。

とある。これは、「改革」以後、文官の官班制としての流内十八班制のなかの清なる官に就いているものと、武官の官班制としての流内二十四班制のなかの清なる官に就いているものとに関市の税を免除したことを示している。南朝史上官僚層が政治権力を利用しつつ盛んに商業を営んでいたことは無視できぬ重要性をもっているが、右は「改革」以後甲族層の商業活動が政治権力によつて公然と庇護されていたのを察せしめるに足る。またそれは、旧来甲族層と次門層との間に明確な一線が引かれていたが、「改革」以後にあつても同様であつたことを示唆している。²⁾（南朝にあつては、両者は仲間意識をもつて結ばれる士人層を構成するものとして、対外的には一致して庶民層と対峙していたが、本稿でとりあげるのはそうした対峙に關したものはなく、士人層内部の上、下の差別と官の清、濁との關連性である。）

本稿は南朝史研究の一つの基礎をなすべきものとして、清官に専ら甲族層が就くべきであり、濁官に専ら次門層（以下）が就くべきであつたことを説明し、あわせてその間に清流、清貫、清級、清階、清華、清頭、清塗などにおける清の語がそれぞれ甲族層と關連のあることをとりあげようとするものである。

一 清 流

本節は南朝において清流の語が本来の甲族層を指すことを論ずる。なお、ここで本来の甲族というのは、制度的な面に

において甲族であるだけでなく、旧来の甲族層集団に属するものとして、その集団の人々から仲間として認められているものことである。

通典卷三十職官十二太子家令に、太子家令について、

(晋) 太康八年、進品、与中庶子二率同。自漢至晋、家令在率更下。宋則居上。……齊因之。自宋齊以來、清流者不爲之。沈約爲齊文惠太子家令 至梁天監六年、武帝以三卿陵替、乃詔革選、家令視(通直)常侍、(率更僕視)黃門。陳因之。

とある。()内は隋書卷二百六官志上の記事により補つたものである。ここで梁書卷十三沈約伝を見ると、沈約は宋の中期以後奉朝請に起家している。また、梁書卷二十六范岫伝を見ると、范岫が齊の奉朝請に起家し、のち太子家令となつている。奉朝請起家は上層の次門起家の一つである。こうした起家をした人々が本来の甲族層からその仲間として認められないのは疑うべくもない。また、晋書卷九十一范弘之伝に、東晋時代太学博士范弘之を出して隰令としたときのこととして、

(前略)乃出弘之爲余杭令。将行、与会稽王道子賤曰、下官輒微寒士。謬得廁在俎豆。实懼辱累清流、惟塵聖世。

二五。

とある。晋時代太学博士は微人が任せられることが多かつたが、ときとして「名族」の任命もあつた。蓋し右は(文字通りに解した際)太学博士を清流の就くべき官とし、寒士たる自分がそれに就くのを清流をはづかしめるものとしていふとされよう。つまり、ここでは清流は寒士より上のものとされているわけである。寒士という身分はその起家の官により決定されるが、一旦寒士として起家したものはのちたとえ甲族の就くべき官に就いても生涯寒士である。寒士が本来の甲族からその仲間として認められないのはもちろんのことである。⁽⁴⁾

このように見てくると、清流は本来甲族たるものということになろう。

さて、右の通典の記事に従うと、天監六年の改変以後太子家令が本来甲族たるものの就くべき官となつたとすべきである。ここで梁書卷三十五蕭子顯伝を見ると、甲族蕭子顯の子序が太清中太子家令に就き、序の弟愷（甲族として秘書郎起家）が大同三年以後太子家令に就いたとある。こうした就官は右の改変以後甲族が太子家令に就官した例となる。また、梁書卷二十一江蒨伝を見ると、秘書郎に起家した甲族江蒨が梁の太子家令に就いている。この太子家令は必ずしも右の改変以後のものであろう。また梁書卷三十三王筠伝を見ると、王筠が右の改変以後太子家令に就いている。王筠は甲族であつたと考えて差支えない。また、梁書卷三十七謝朏伝を見ると、秘書郎に起家した甲族謝朏が太子家令に就いている。この就官も亦必ずしも右の改変以後のことであらう。また、梁書卷四十一劉孺伝を見ると、劉孺が太子家令に就いている。劉孺は甲族であつたと考えられる。以上の諸例は本来の甲族の太子家令就官を示すものとして殆んど差支えなからう。

ただし、梁書卷三十徐摛伝を見ると、上層の次門として太学博士に起家した徐摛が「改革」以後太子家令に就いている。また、梁書卷二十七到洽伝を見ると、上層の次門出身と考えられる到洽が「改革」以後太子家令に就いている。梁の武帝は「改革」にあたり旧来の政治社会身分と官（職）との対応を認めることを前提としつつも、有能有為の上層の次門を擢して制度上甲族とするという方針をうちだしている。これは本来の甲族層が彼らをその仲間とすること、それを通じて甲族層そのものが体質を改善し若返ることを期待するものであつた。右はその一環として理解すべきであらう。こうした方針についてはすでに別稿で詳しく論じた。⁽⁵⁾

二 清 貫、清 級

本節は、清貫が甲族層の就くべき官位、清級が甲族層の（資歴に応じた）官の等級といった意味であることを論ずる。

梁書卷四十九鐘嶸傳に、

天監初、制度雖革、而日不暇給。嶸乃言曰、永元肇亂、坐弄天爵。勲非即戎。官以賄就。揮一金而取九列、寄片札以招六校。騎都塞市、郎將填街。服既纓組、尚為臧獲之事。職唯黃散、猶躬胥徒之役。名実淆紊、茲焉莫甚。臣愚謂、軍官是素族。士人自有清貫。而因斯受爵。一宜削除、以懲僥倖。若吏姓寒人、聽極其門品。不当因軍遂濫清級。若僞雜儻楚、応在綏附。正宜嚴斷祿力、絶其妨正、直乞虚号而已。謹竭愚忠、不恤衆口。敕付尚書、行之。

とある。この上言は「改革」以前に行われたものである。そこにあつては、素族と士人と吏姓寒人とは別のものであり、かつ三者ともに官僚たりえるものである。この別は甲族、次門、後門の別と相応するに相違ない。この際士人が甲族を指すのは疑うべくもない。つぎに素族についてであるが、南朝で「素」という語は往々次門を指している。例えば、梁書卷十四江淹傳に、「淹乃謂子弟曰、吾本素官、不求富貴。今之忝竊、遂至於此。云云。」とあるが、この素官は江淹が次門として起家したことを指している。また、陳書卷二十七姚察傳に、姚察の遺命をのせているが、そのなかに、「吾家世素士。」とある。この素士は次門たることを指すと考えられる。⁽⁷⁾ところで、(通常)寒人と称される官僚層は後門層を指している。宋書卷六十二羊欣傳に、

会稽王世子元顛每使欣書。常辞不奉命。元顛怒、乃以為其後軍府舍人。此職本用寒人。欣意貌恬然、不以高卑見色。論者称焉。

とある。この際の寒人は後門層出身者の意味である。⁽⁸⁾このように見てくると、右の士人、素族、吏姓寒人がそれぞれ甲族、次門、後門を指すべきは殆んどゆるぎないものとならう。

なお、当時次門層が盛んに軍勲をたてて官をえたことは、南齊書、梁書を瞥見しただけでも容易に知られるところである。梁建国のとき蕭衍(のちの梁の武帝)に従つて武功をたて、それぞれしかるべき官をえた上層の次門層出身の王茂、曹

景宗、張弘策、韋叡、康絢らはその例とすることができよう。一方、甲族層とくにその上層ものは家格によつて自動的に公卿に至るべきであつた。南齊書卷二十三に、

史臣曰、…貴仕素資、皆由門慶。平流進取、坐至公卿。云云。

とあるのはそれを物語っている。（この素は、さきの素族の素とは違ふ。つまり、政治社会身分を示す素には二つの意味があるのであるが、これについては別稿で論ずる。）ちなみに、南齊書卷三十二張岱伝に、吳郡張氏に關し、

（張岱）兄子瓌弟恕、誅吳郡太守劉遐。太祖欲以恕為晉陵郡。岱曰、恕未閑從政。美錦不宜濫裁。太祖曰、恕為人、我所悉。且又與瓌同勳。自應有賞。岱曰、若以家貧賜祿、此所不論。語功推事、臣門之恥。

とある。張岱、張恕はいわゆる吳郡張氏の代表的人物であるが、張岱は州從事起家し、のち尚書水部郎に就いている。それから見て彼は次門出身とすべきである。張恕の起家は不明である。もし彼が次門であつたとすれば、右は張岱が事に臨んでその家門誇示の意を現わし、その家門に属する人々を甲族と同じものとしたため、武勳による彼の除官を拒んだのを物語っているとされよう。もし彼が甲族であつたとすれば、張恕の言のなかには、それにことよせて家門（全体）なり自己を頂点とする家の格式なりを高いものと誇ろうとする意図が含まれていたことになる。何れにしても張恕の武勳による除官を拒んだ言葉は、さきの見解を裏面からささえるものとなる。⁽⁹⁾

以上の考察結果と前節で検討した清の用法とをあわせ考えた際、「臣愚謂」と「不当因軍遂濫清級」との間は、軍事の功（軍勳）によつて官をえるのは素族たる次門のすることである。清貫の士人たる甲族は家格によつて官を受けるべく、軍勳によつて官を受けるべきでない。吏姓寒人たる後門は（職務に務める功によつて）その極官たる（第七品官中の）二品勳位にまで就くべきであるが、軍勳によつて二品勳位をこえた官をえ、ついに士人の就くべき清級に至るといつたことをするべきでない。といった内容とならう。なお、そこに見える清貫の貫であるが、それには位といった意味と戸籍とい

つた意味とが考えられる。しかし清貫について、南齊書卷五十一張欣泰伝に、

(前略)世祖大怒、遣出外。数日意稍釋。召還、謂之曰、卿不棄為武職驅使。当処卿以清貫。除正員郎。とあるのをあわせ考えると、その貫は位といった意味であり、清貫は清なる官位といった意味とならう。

かくて、清貫は甲族層の就くべき官位、清級は甲族層の就くべき官の等級といったものとならう。

なお、南齊書卷三十三王僧虔伝に、

僧虔宋世嘗有書。誠子曰、…舍中亦有少負令譽、弱冠越超清級。云云。

とある。ここに見える「越超清級」について考えてみよう。梁書卷二十一江革伝に、

(前略)高祖謂(徐)勉曰、江革資歴、応居選部。

とあるが、各官僚はそれぞれ資歴をもつ。甲族が清級の途を進むにしても、そこには自ら資歴に応じた一定の順序がある。「越超清級」はこの順序を超えた昇進をすることを指しているとすべきであろう。

三官の清、濁

本節は官の清、濁をとりあげ、その清なるもの(↓清官)が甲族層の就くべき官であり、その濁なるもの(↓濁官)が次門層(以下)の就くべき官であることを論ずる。

まず官の清なるもの(↓清官)についてであるが、梁書卷四十九庾於陵伝に、庾於陵について、

拜太子洗馬。(中書通事)舍人如故。旧事、東宮官属、通為清選。洗馬掌文翰。尤其清者。近世用人、皆取甲族有才望。時於陵與周捨、竝擢充職。高祖曰、官以人而清。豈限以甲族。時論以為美。

とある。この際の甲族は制度的にもその仲間意識の面からも甲族であるものを指しているとすべきであろう。周捨は齊の太学博士に起家しているが、太学博士は上層の次門起家の官である。また庾於陵はその兄黔婁と同じく荆州主簿に起家しているが、州主簿は（通常）上層の次門起家の官とすべきである。こうした点と於陵の弟肩吾が上層の次門として晋安王國常侍に起家していることをあわせ考えると、於陵の荆州主簿起家は上層の次門起家とすることができる。

右の記事は、本来官について清という際、それが甲族の就くべき官であつたのを察せしめるに足る。また、それは、梁の武帝が本来甲族でないものであつても甲族たるにふさわしい人物であれば、清官に就く可能性なり「資格」なりをもつと理解していたのを物語っている。右の任命が「改革」以前かそれとも以後かはつきりしないが、何れにしても右も亦第一節で清流の語を検討した際ふれた武帝の方針の一環として理解すべきである。

つぎに、晋書卷六十五王薨伝に、王導の子薨について、

少歴清官。除吏部郎侍中建威將軍吳国内史。

とある。王薨が甲族であつたのは疑うべくもない。蓋し「少歴清官。」とあるのは、年少のころから甲族層の就くべき清官をへた。という意味であろう。また、晋書卷六十七温嶠伝に、温嶠の子放之について

少歴清官。

とあるが、これについても同様に考えてよからう。また、梁書卷二十劉季連伝に、劉季連について

父思考、以宋高祖族弟、顯於宋世。位至金紫光祿大夫。季連有名譽。早歴清官。

とあるが、この清官も蓋し右と同様のものであらう。また、南齊書卷三十八蕭景先伝に、蕭毅について、

以勲戚子、少歴清官太子舍人洗馬隋王友永嘉太守大司馬諮議參軍南康太守中書郎。

とある。太子洗馬が清官であるのはさきに見た通りである。太子舍人、中書郎もそう考えて差支えない。王友も同様と考

えられる。蓋し、太子舍人以下中書郎までは、甲族層の就くべきものとしての清官にかかるものであろう。(宋書卷四十二王弘伝に、甲族王錫について、「少以宰相子、起家員外散騎。歷清職中書郎太子左衛率江夏內史。高自位遇。」とある。この際の中書郎以下は清職一清官たることを示している。)また、北堂書鈔卷五十六設官部八童子郎四十六に、

晋要事云、咸康七年、尚書僕射諸葛恢奏、恭皇后今当山陵。依旧公卿六品清官子弟為挽郎。非古也。帝牽曳國士、為之役夫。其悉罷之。

とある。この「公卿六品清官」は上は公卿より下は六品に至るまでの(甲族層の就くべきものとしての)清官といった意味と解すべきであらう。また、宋書卷十四礼志一に「内外清官子姪」の語が見えるが、この清官も甲族層の就くべきものとしての清官を指しているとされよう。また、南史卷三十八柳世隆伝に、柳悦について、「少有清致、位中書郎。早卒。」とある。この際の清も、右に述べた清官の清と基底において相通するものであろう。

ところで、梁書卷三十三張率伝に、張率に關し、

其年、遷祕書丞。引見玉衡殿。高祖曰、祕書丞天下清官、東南胃望、未有為之者。今以相處。足為卿譽。其恩遇如此。とある。梁書卷三十三劉孝綽伝に、劉孝綽について、

遷除祕書丞。高祖謂舍人周捨曰、第一官、当用第一人。故以孝綽居此職。

とあるのをあわせ考えると、「天下清官」とあるのは清官中の清官すなわち第一流の清官ということにならう。なお、張率、劉孝綽ともに著作佐郎に起家しているが、これは彼らが本来甲族であつたのを意味する。また、宋の孝武帝の女が江敷に尚するにあたり帝が人をして敷のために婚を讓る表を作らしめたが、宋書卷四十一孝武文穆王皇后伝にその表をのせている。その表には敷が自らの家系をあるいは寒門頓族とし、あるいは王姫に尚するに足る「名家」とするということのようなチグハグなことが見えているが、そのなかに、

臣幸属聖明、矜照由道。弘物以典、処親以公。臣之鄙懷、可得自盡。如臣門分、世荷殊榮。足守前基、便預提拂。（彼？）清官頭官、或由才升。一切婚戚、咸有恩仮。云云。

とある。この「清官頭官、或由才升。」とある部分は、彼が清官に就くべき家系であること、すなわち甲族の家系であることを前提としたもので、その清官は恐らく第一流の清官といった意味であらう。

官の清なるもの（『清官』）が甲族の就くべき官であるということは、第一節、第二節の考察結果とも自ら相応ずるとされよう。

つぎに官の濁なるもの（『濁官』）についてであるが、隋書卷二十六百官志上に、

陳承梁、皆循其制官。而又置相國、位列丞相上。并丞相太宰太保大司馬大將軍、並以爲贈官。定令、尚書置五員、郎二十一員。其余並遵梁制、爲十八班。而官有清濁。自十二班以上、並詔授、表啓不稱姓。從十一班至九班、礼數復一等。又流外有七班。此是寒微士人爲之。從此班者、方得進登第一班。

とある。ここで梁制とされているものは、もちろん「改革」時以後のものである。これは（文官の官班制としての）流内十八班に位する諸官に清なるものと濁なるものがあるのを示している。この諸官は甲族層の就くべき官と上層の次門層の就くべき官とからなっている。（註） いままでの考察結果とあわせ考えた際、その清なるものは甲族層の就くべき官、濁なるものは次門層の就くべき官であつたことができよう。

ただし、通典卷十四 選舉二 歷代制中に、

陳依梁制。…官有清濁。以爲升降。從濁得清、則勝於遷。若有遷授、吏部先爲白牒、列數十人名。云云。

とあり、通典卷三十八 職官二十 陳官品の最後に、

右承梁制。…其余並遵梁制、爲十八班。官數未詳。大抵其官唯論清濁、從濁得官、微清、則勝於轉。…又流外有七

班。此是寒微士人為之。從班此者、方得進登第一班。

とある。通典のこの二記事に従うと、流内十八班制にあつてはすべての班の官に清濁があるということになる。しかし、かつて別稿で論じたように、流内第十二班以上はすべて甲族だけの就くべき官であつたと考えられる。要するに、右の二記事の記述は官の清、濁については必ずしも正しくないのである。元來、通典に示されている「改革」以後の班制に関する理解なり記述なりには往々首肯しがたいものがある。例えば、通典卷三十五職官十七祿秩の注に、

梁武帝定九品。後其内官吏為十八班。以班多者為貴。同班者即以居下為劣。則與品第高下、不倫當。是其時更以清濁為差耳。本史既略、不可詳審焉。

とある。(ここにおいても班と清、濁との関連性についてさききものと同様の見解が示されている。)ここに内官吏を十八班としたとあるが、十八班を構成するものには明かに外官吏も含まれているのである。そうした点で右の説明は必ずしも正しくないのである。(こうした点については、「改革」以後の地方官制を論ずる際論及する。)「本史既略。不可詳審焉。」とあるが、恐らく通典の纂者杜佑は前引の隋書百官志上の総括的な「而官有清濁」という記述を推して流内第十八班以下すべての班に清なる官と濁なる官があつたと考えていたのであろう。しかしそれは上層の次門層がそれとして就くべき官を含む班以下(具体的には流内第十一班以下。ただし、甲族の就くべき官のない第一班を除く)についてのみいえることであつて、それをすべてに及ぼして考えるのは無理である。

右のような様態である以上、「改革」以後の下層の次門層の就くべき官、「改革」以前の全次門層、全後門層の就くべき官も亦濁なるもの(濁官)であつたのは、これを察するにかたたくない。

ここで宋書卷五十七蔡興宗伝を見ると、蔡興宗について、

俄遷尚書吏部郎。時尚書何偃疾患。上謂興宗曰、卿詳練清濁。今以選事相付。便可開門当之、無所讓也。

とある。選挙にあつて各官、各人に關するいままで述べたような意味での清、濁（、さらにそれぞれの細かい度合い）に熟知することが必要であるのはいうまでもない。右の「卿詳練清濁。云云。」はそうした観点からとりあげるべきであろう。（当時の流については稿を新たに述べる。）

いま右の大勢が生じた背景を瞥見してみよう。魏中期嘉平のころ州大中正の制が設けられた。この制度は各州の有力者層（いわゆる高門、勢族）に郷品上品（一、二品）を与えるべく機能している。晋書卷四十五劉毅伝に見える劉毅の上疏のなかに、

是以、上品無寒門、下品無勢族。

とあるのはその大勢をよく物語つている。（なお、劉毅は太康六年に死亡している。従つてその上疏はそれ以前ということになる。）周知のように、高門、勢族が郷品上品をえ、寒門、賤族が郷品下品（三―九品）をえるという大勢は時期が降るにつれいよいよ強まつてくる。ところで、いま述べたのは政治社会身分と郷品との対応についてであるが、そうした対応に呼応するものとして、各官とそれに就くものの郷品との対応がある。すなわち、おそくとも西晋には各官について（それぞれの官品が定められている以外に、）どの郷品のものがそれに就くかが定められている。例えば、北堂書鈔卷六十八設官部二十從事中郎を見ると、

鎮東大將軍司馬佃表曰、從事中郎欠、用第二品。中散大夫河内山簡、清粹履正、才職通濟。品儀第三。

とある。この表は、從事中郎が欠げたので郷品二品のものを用いてそれを補わねばならない。しかし郷品三品の山簡をとくに用いたい。といった内容をもつ、として大過なからう。何れにしてもこれは各官についてそれがどのような郷品のものが就くべきかが定められていたのを察せしめるに足らう。（なお、司馬佃は太康四年に死亡している。従つて右の表は太康四年以前のものということになる。）族門制は右のような大勢のなかにやがて出現する（あるいは太康のころすでに出

現していた」と考えられる。なお、族門制の存在が年代的に認められる上限は（太康よりあとの）永嘉の元年である。⁽¹⁴⁾

ここで宋書卷九十四思倅伝の「序」を見ると、そのなかに、

都正俗士、斟酌時宜、品目少多、隨事俯仰。劉毅所云、下品無高門、上品無賤族者也。歲月遷譌、斯風漸篤。凡厥衣冠、莫非二品。自此以還、遂成卑庶。

とある。甲族層は制度上郷品一品あるいは二品をもつものであつたが、その殆んどは郷品二品であつた。そこに二品の語が甲族層を意味すること（あわせて政治的支配者層を意味すること）が生じた。右の二品はそうしたものである。⁽¹⁵⁾ところで、右では次門層が卑庶とされている。これは州大中正の制の運営の間に甲族と次門以下とに越えがたい差が生じ、甲族の『尊貴』なのに比べて次門以下が卑庶とされたのを物語っている。こうした動きがあるだけに、甲族の就くべき官が清であり、一方次門以下の就くべき官が濁であつたにしても何ら不思議はなからう。なお、晋書卷四十五劉毅伝に、

毅以、魏立九品、權時之制、未見得人、而有八損。乃上疏曰、…今之九品、所下、不彰其罪。所上、不列其善。廢褒貶之義、任愛憎之斷。清濁同流、以植其私。云云。

とある。また、

後司徒掾毅為青州大中正。…於是青州自二品已上光祿勳石鑿等共奏曰、…州閭婦其（劉毅を指す）清流。…実臣州人士所思準繫。誠以毅之明格、能不言而信、風之所動、清濁必偃。以称一州咸同之望故也。…由是毅遂為州都。銓正人流、清濁區別。其所彈貶、自親貴者始。

とある。（人物の性格、官僚としての行為についていう清は直接には郷品と関係しない。従つてここではこの清流を一応論外とする。ここでは「一州咸同之望」にかなうために清のほかに濁も亦その人物に優すぐく必要があつたことが物語られてゐる。この清、濁は甲族層と次門層以下と（の前身をなすもの、あるいはそのもの）を指すとされよう。要するに、右の

二例に見える州大中正の人事に関する清、濁つまり「清濁同流」と「清濁區別」との清、濁についてもこれをいまとりあげた清、濁と同様に考えることができるのである。また、初学記卷十一職官部上吏部尚書第六に、

又李重為吏部尚書。箴序曰、重忝曹郎。銓管九流、品藻清濁。雖祗慎、莫知所寄。

とある。右の吏部尚書は吏部郎の誤りとすべきである。李重が吏部郎であつたのは西晋時代（ただし咸寧二年以前）のことである。この際の清、濁も蓋し右と同質的なものであろう。

ここで若干のことを附言しておく。第一に、北朝にあつても官が清であつたり濁であつたりしたこと、及びその清、濁にも差等のあつたことについてであるが、魏書卷七十七辛雄伝に、辛雄の上疏をのせている。そのなかに、

請、上等郡縣為第一清、中等為第二清、下等為第三清。

とある。また、魏書卷八十八明亮伝に、

延昌中、世宗臨朝堂、親自黜陟。授亮勇武將軍。亮進曰、臣本官常侍。是第三清。今授臣勇武。其号至濁。且文武又殊。請更改授。…世宗曰、九流之内、人咸君子。雖文武号殊、佐治一也。卿何得独欲乖衆、妄相清濁。所請未可。但依前授。云云。

とある。これらはそれを物語つている。第二に、北朝にあつてもある程度以上の官品の官がすべて清官であつたと思われることについてであるが、魏書卷八十四儒林伝の「序」に、

神龜中、將立国学。詔以三品已上及五品清官子、以充生。選未及簡置、仍復停寢。

とある。「三品已上及五品清官子」は三品以上の子と五品以上の清官（すなわち四品の清官と五品の清官）の子、といった意味で、ここにおける三品以上はすべて清官としてよからう。第三に、唐にあつても固定的に清とされる官があつたことについてであるが、唐六典卷二に

清望官

謂内外三品已上官及中書黃門侍郎：園子司業。

四品已下八品已上清官

四品、謂太子左右諭德…。五品、謂御史中丞…。六品、謂起居郎…。七品、左右補闕…太學助教。八品、左右拾遺監察御史四門助教。

とある。ここに清望官と清官とが見え、かつそれ／＼に該当する諸官が見えている。蓋しこの清望官と清官とは、その淵源の一つをいまとりあげている清官（とくに普の清官）にもつものである。ところで、右の清望官は第三品官以上をすべて含むが、ある品等以上の官がすべて清という概念につつまれるという点で、それは「改革」以前の第四品官以上、「改革」以後の流内第十二班以上（ほぼ第三品官以上¹⁶）、右に見た北魏の第三品官以上、をすべて清官とするのと相応ずるとされよう。

四二品清官

本節は二品清官の語をとりあげる。

まず、「改革」以前の二品清官についてであるが、南齊書卷四十一張融伝に、尚書殿中郎とされたがそれに就くことなく、改めて尚書儀曹郎とされた張融について、宋の泰始五年か、その直後ごろかの出来事として、

尋請假、奔叔父喪。道中罰幹錢敬道、鞭杖五十。寄繫延陵獄。大明五年、制、二品清官行僮幹杖、不得出十。為左丞劉緬所奏。免官。

南朝の清官と濁官（越智）

とある。この二品清官の二品は甲族層を意味するとも、第六品官以上を意味するとも考えられる。すなわち、第三節でふれたように、甲族層が郷品二品以上（事実上その殆んどは郷品二品）をえて第六品官以上（事実上その殆んどは第六品官）に起家したため、二品の語が甲族層を意味することが生じている。ところで、郷品二品のもものが第六品官に起家したため第六品官なりそれ以上なりを二品ということも亦生じているのである。右の二品はその何れとも考えられる。もつとも後者の場合それは第六品官以上とすべきであろう。何れにしても右の二品清官は甲族層の就くべき官を意味するとされよう。（その二品が後者なら、二品に第五品官、第六品官の濁官を含むが、二品清官にそれは入らない。）⁽¹⁷⁾

つぎに、「改革」以後の二品清官をとりあげよう。「改革」時、文官系統の官班制として流内十八班、流外七班制が生じたが、この十八班は二品とも称されている。⁽¹⁸⁾ところで、そのとき武官系統の官班制として流内二十四班、流外八班制が生じた。すなわち、通典梁官品に、「改革」時のこととして、

又、詔、以將軍之名高卑舛雜、命更加釐定、百二十五号。

として、第二十四班から第一班までの將軍号をのせ、そのあとに、

右十品二十四班。以班多為貴。

と記している。さらにそれに続いて、

其不登二品、応須軍号者、凡一十四号。分為八班。

として、第八班から第一班までの將軍号をのせている。かくて「改革」以後位登二品たる將軍二十四班と位不登二品たる將軍八班とがあつたのがわかる。この二品がさきの二品と同質なるべきは明らかである。つまり、その二十四班は流内なるべく、その八班は流外なるべきなのである。

ところで、流内十八班に列している官は甲族の就くべき官と上層の次門の就くべき官とからなる。流内二十四班に列し

ている官についても必ずや同様のことがいえるのであろう。さて、南史卷七十八沈客卿伝に、
以旧制、軍人士人二品清官、並無闕市之稅。云云。

とある。ここに見える軍人士人二品清官が流内二十四班のうち甲族の就くべき官に就いているものと、流内十八班のうち甲族の就くべき官に就いているものとなつてゐるのは疑うべくもなからう。

五 清 階

本節以後は、人と官とをめぐる清（、濁）についてのいままでの考察結果を頭において、いままでとりあげたもの以外の「清」という語をとりあげる。本節はそのうちの清階という語を検討する。

まず清階の語を含む史料をあげると、陳書卷二十六徐陵伝に、徐陵について、

天康元年、遷吏部尚書、領大著作。陵以、梁末以來選授多失其所。於是、提擧綱維、綜覈名実。時有冒進求官、誼競不已者。陵乃為書、宣示曰、自古、吏部尚書者、品藻人倫、簡其才能、尋其門胄、逐其大小、量其官爵。…所見諸君、多踰本分、猶言太屈。未喻高懷。若問梁朝朱領軍昇亦為卿相。此不踰其本分邪。此是天子所拔、非闕選序。梁武帝云、世間人言有目色。我特不目色范曄。宋文帝亦云、人世豈無運命。每有好官欠、輒憶羊玄保。此則清階顯職、不由選也。云云。

とあり、晋書卷七十八に、

史臣曰、孔愉父子暨丁譚等、咸以篠簜之材、邀締構之運、策名霸府、騁足高衢、歷試清階、遂登顯要。云云。
とあり、南齊書卷五十二丘巨源伝に、

巨源望有封賞。既而不獲。乃與尚書令袁粲書曰、凡予台內、不文不武、已坐拱清階矣。

とある。官（職）に関する階という語には二つの意味がある。その一は官の等級といった意味であり、その二は官界における官序といった意味である。まず前者についてであるが、晋書卷三十三王祥伝に、

（三）公王相去一階而已。班列大同。

といった語が見える。この際の階はその一例となる。また、隋書卷二十六百官志上に、「改革」以後の武官系統の官班制について述べ、そのなかに、

班即階也。

とある。また、晋書卷五十五潘岳伝に、

（岳）既仕官不達。乃作閑居賦曰、…自弱冠、涉于知命之年、八徙官。而一進階、再免、一除名、一不拜職。遷者三而已矣。云云。

とある。ここに八度官を徙されたとあるが、それは彼が司空賈充の掾（第七品官）を起家とし、賈充が太尉に遷るにつれて自動的にその掾（第七品官）となり、ついで秀才に挙げられて郎となり、以後つぎつぎに河陽令（官品不明）、懐令（官品不明）、尚書郎（第六品官）、廷尉評（第六品官）、領太傅主簿（官品不明）、長安令（官品不明）、博士（第六品官）となつたことのうち、郎以後のことを指すと考えられる。（閑居賦では司空掾となつたことと太尉掾となつたことを、官序上、一事項とみなしている。）右の郎は議郎（第七品官）、中郎（第八品官）、郎中（第八品官）のうちのどれかである。また、縣令は第六品官が最高であるが、長安令が最高の第六品官であつたのは間違いないところであろう。また、公府長史司馬が第六品官であるから太傅主簿は第六品官（以下）ということになる。このように見てくると、「一進階」は第七品官から第六品官に昇つたことを意味し、その郎は議郎（第七品官）を指すとして大過なからう。つまり、そ

の階は官品を指すと推定されるのである。なお、晋書の記事だけでは潘岳が一階を進めたのが河陽令となつたときか、それとも懷令となつたときか、または尚書郎となつたときか、その何れとも決しがたい。ただ、文選卷十六閑居賦、潘安仁の李善注に、

一進階、謂徒懷令、為尚書郎也。

とある。李善あるいは当時残存していた史料からこうした注釈をしたのかも知れないが、彼の制度上の注釈は必ずしも信用できないので、単なる参考としてそれをあげるにとどめる。また、隋書百官志上に、「改革」以後の起家の官について、

令僕子、起家祕書郎。若員滿亦為板法曹。雖高半階、望終祕書郎下。

とある。この板法曹は皇弟皇子府行參軍のなかの板法曹（參軍）である。これは流内第三班である。¹⁹⁾ 祕書郎は流内第二班である。そうすると右の両者の差を「半階」とするものにあつては流内十八班の一班が半階で、流内十八班全体が九階ということになる。流内十八班を構成する第一品官から第九品官までは（新）九品制の第一品官から第九品官までと一致するが、かくていまとりあげている階は一応（新）九品制の官品と同じものとされよう。

つぎに官序ともいうべき階であるが、南齊書卷四十九王績伝に、宋時代の王績について、

弱冠為祕書郎太子舍人。転中書舍人。（王）景文以此授超階、令績經年、乃受。

とある。祕書郎は第六品官であり、太子舍人、中書舍人はともに第七品官である。この際の階は官品ではなくて官序を指すとされよう。

なお、宋書卷四十二王弘伝に、

（前略）（王弘）奏彈謝靈運曰、…御史中丞都亭侯王淮之、顯居要任、邦之司直。風声噂嗜、曾不彈劾。若知而弗

糾、則情法斯撓。如其不知、則尸昧已甚。豈可復預班清階、式是国憲。云云。

とある。御史中丞は第四品官である。当時第四品官は甲族だけの就く官である。⁽²⁰⁾

清階の階は前者の階とも後者の階とも理解される。何れにしてもその清階は甲族だけの就く官階ということになる。ただし、前者の場合その清階は、東晋、宋、齊、「改革」以前の梁時代にあつては第四品官以上、「改革」以後の梁、陳時代にあつては流内第十二班以上ということになる。なお、朱异（の領軍就官）、孔愉、その三子孔閭、孔汪、孔安国（、従子孔坦、孔巖、）従弟孔羣、丁譚の就官は何れもそれに該当する。^(補1)

六 清 華、清 顯

本節は清華、清顯の語をとりあげる。

まず清華についてであるが、南史卷二十五到搗伝に、

王晏既貴。雅步從容。（到搗）又問曰、王散騎復何故爾。晏先為国常侍、転員外散騎郎。此二職清華所不為。故以此嘲之。

とある。南齊書卷四十二王晏伝によると、王晏は臨賀王國常侍に起家している。この臨賀王は宋の孝武帝の皇子臨賀王子産（のちの南平王子産）のことと考えられる。ただし、南史卷二十四王晏伝には、王晏について、

仕宋、初為建安（王）国左常侍。

とある。この建安王は文帝の皇子建安王休仁（のちの始安王休仁）のことと考えられる。この何れが正しいにしても、王晏が皇子國常侍に起家したことに間違いはなからう。王國常侍起家は寒士⁽²¹⁾次門の起家である。このように見てくると、右の清華が甲族を指すべきことが考えられる。

この際あわせ見るべきは、華の語に本来の甲族だけを指す用法のあつたこと（、つまり、制度面においてだけ甲族であるようなものを除く用法のあつたこと）である。いまそれを物語る一例をあげると、南齊書卷三十一江謚伝に、

尋敕曰、江謚寒士。誠不得競等華侪。然甚有才幹。堪為委遇。可遷掌吏部。

とある。これは華たるものが本質的に寒士と違つてゐるのを示している。寒士は次門として起家したものであるが、一旦次門として起家したものは死ぬまで寒士である。それだけに華たるもの（、華侪）は起家の官によつて甲族たることが生得の「身分」として証明されている甲族とすべきである。この際そうした甲族を（第一節で述べたような意味における）本来の甲族と考へても大過あるまい。

さて、華の語には（事実上）本来の甲族中でも第一流のものを指すことが多い。いまそうした若干の事例をあげてみると、文選卷二十五於安城答靈運、謝宣遠に、

華宗誕吾秀、之子紹前胤。

とある。この華宗は本来の甲族中でも第一流の謝靈運を指している。また、南史卷六十徐勉伝に、

旧揚徐首迎主簿、盡選國華。中正取勉子崧、充南徐選首。帝敕之曰、卿寒士。而子與王志子同迎。偃王トウ以来、末之有也。勉恥以其先為戲。答旨不恭。由是、左遷散騎常侍、領游擊將軍。

とある。王志は齊の司空王僧虔の子で秘書郎に起家している。彼は明かに本来の甲族中でも第一流のものである。また、晋書卷八十四王恭伝に、東晋時代のこととして、

王恭、字孝伯。光祿大夫蘊子、定皇后之兄也。少有美譽。清操過人。自負才地高華、恒有宰輔之望。

とあるが、王恭も亦本来の甲族中でも第一流のものである。また、文選卷四十六王文憲集序、任彦昇に、

公（王儉を指す）生自華宗、世務簡隔。

とあり、梁書卷五十一何點伝に、

初褚淵王儉為宰相。點謂人曰、我作齊書。贊云、淵既世族、儉亦國華。不頼舅氏、違恤國家。

とあるが、王儉が本来の甲族中でも第一流のものであつたのはいうまでもない。なお、南史卷十五劉穆之伝に、

（御史中丞劉瑀）彈王僧達云、蔭藉高華、人品冗末。

とある。王僧達は当時制度面では甲族でなかつたかも知れないが、もともと本来の甲族中でも第一流の家系の出身であつたのに間違ひはない。蓋し右の高華は専らその出身について述べたものであろう。

なお、南齊書卷四十九王奐伝に、度支尚書殷恒について、

（前略）（宋）明帝詔曰、…恒因愚習情、久妨清序。左遷散騎常侍、領校尉。

とある。散騎常侍は第三品官であるから清官である。そうするとこの清序は第一流の清官を進むべきものの官序といつた意味とならう。ところで、通典卷二十一職官三侍中に、

散騎常侍通直散騎常侍員外散騎常侍旧為顯職。與侍中通官。其通直員外用衰老人士。故其官漸替。宋大明中、雖革選比侍中、而人情久習、終不見重。尋復如初。梁謂之散騎省。（梁）天監六年、詔又革之。（注略）自是散騎視中丞、

通直視侍中、員外視黃門郎。然而常侍終非華胄所悅。

とある。殷恒が度支尚書であつたのは大明よりあとである。蓋しさきの記事に見える散騎常侍の官の清さは、この記事の「終不見重。尋復如初。」とある際のそれと「一致」するのであろう。この際の華（なり華胄なり）も亦本来の甲族中でも第一流のものを意味するとすべきであらう。

ちなみに、梁書卷二十一江革伝に、

（前略）初天監六年、詔、以侍中常侍並侍帷幄、分門下二局、入集書。其官品視侍中。而非華胄所悅。故（尚書僕射

徐) 勉斥(王) 泰為之。

とある。この記事は前引の通典の記事のうちの——の部分(注の部分を含む)の原拠たるべきものであろう。ここに見える王泰は本来の甲族中でも第一流のもので祕書郎に起家している。

ただし、宋書卷八十四孔覲伝に、

(前略) (孔覲) 軼署記室。奉牋固辞曰、記室之局、実惟華要。自非文行秀敏、莫或居之。

とある。この際の華要は恐らく直接的に甲族と結びつくものではなく、その華は単に、はなやかにすぐれた、といった意味であろう。また、通典卷二十一職官三中書令に、

梁中書監令、清貴華重。大臣多領之。

とある。この際の華重の華も亦右の華要の華と同質的であると考えられよう。

つぎに清顕についてであるが、清顕という語は東晋南朝のことを記した史料によく見える。ところで、宋書卷五十一營浦侯劉遵考伝に、劉思考について、

思考亦被遇。歷朝官、極清顕。為予章會稽太守益徐州刺史。凡經十郡三州。秦始皇季、卒於散騎常侍金紫光祿大夫。とあり、南史卷十三臨川烈武王道規伝に、

(劉) 遵考從父思考亦官歷清顕、卒於散騎常侍金紫光祿大夫。

とあり、隋書卷二百六百官志上に、

(前略) (天監) 六年、革選。詔曰、在昔晋初、仰惟盛化。常侍侍中、並奏帷幄。員外常侍、特為清顕。…自是、散騎視侍中、通直視中丞、員外視黃門郎。

とある。この三記事を散騎常侍に視点を置いて考察すると、清顕の語に、甲族の就くべきあざやかな官とでもいつた内容

と、第一流の甲族の就くべきあざやかな官とでもいつた内容とのあつたのが理解されよう。

さて、晋書卷七十九謝石伝に、東晋中期のこととして、

石在職、務存文刻。既無他才望。直以宰相弟、兼有大勲、遂居清顯。

とあり、陳書卷二十七江總伝に、

總嘗自敘。其略曰、歷升清顯、備位朝列。云云。

とあり、南齊書卷二十三褚澄伝に、

澄尚宋文帝女廬陵公主、拜駙馬都尉。歷官清顯。

とあり、南史卷三十六江勳伝に、

（前略）王晏啓武帝曰、…愚謂、以侍中領驍騎、望實清顯。云云。

とあり、南齊書卷四十九王奐伝に、

（殷）恒歷官清顯、至金紫光祿大夫。²²

とあり。また、陳書卷三十四許亨伝に、

（許亨）遷太尉（王僧弁）從事中郎。…晋安王承制、授給事黃門侍郎。亨奉牋辭府。僧弁答曰、…夕郎（給事黃門

侍郎のこと）之選、雖清顯、位以才升。差自無愧。云云。

とあり。また、南史卷二十三王琨伝に、

（前略）（王）華終、又託之（王琨のこと）宋文帝。故琨屢居清顯。

とあり。この清顯は王琨が給事黃門侍郎などに就いたことを指すのであろう。また、文選卷四十奏彈王源、沈休文に、

（王）源雖人品庸陋、胄_レ実參_レ華。曾祖雅、位登八命。祖少卿、内侍帷幄。父璿、升采儲闈。亦居清顯。

とある。王雅は右僕射となり、王少卿は侍中となつてゐる。また、陳書卷二十三王瑒伝に、

瑒第十三弟瑜、字子珪。亦知名。美容儀。早歷清頭。年五十、官至侍中。

とある。こうした清頭の語は、使用する者によつてニュアンスの違いがあるが、ほぼ第一流の甲族の就くべきあざやかな官といつた内容のものと考えてよからう。

附言すると、北堂書鈔卷六十設官部十二尚書郎摠七十七に、

郭璞辞尚書郎表云、今當以劣弱之質、充督責之官。以無用之才、管繁劇之任。且台郎清頭、論望宜允者也。

とある。郭璞が尚書郎に就いたのは東晋極初のことである。ここでは尚書郎が清頭とされている。一方、北堂書鈔卷六十設官部十二尚書郎摠七十七には、

山濤啓事云、旧選尚書郎、極清望。号大臣之副。云云。

とあつて、尚書郎が清望を極めるものであるとある。山濤啓事のあつたころ族門制はいまだ生じていなかつたかも知れないが、もしそうであつたにしてもこの記事とさきの記事とはあいまつて、族門制出現以後にあつても清頭と清望とが本質的に相通するものであつたのを察せしめるに足る、とすることができよう。

なお、唐六典卷八左散騎常侍に、

(梁)天監六年、詔曰、帶騎常侍員外散騎常侍通直散騎常侍為清望。宜革選、參旧例。自是、散騎視侍中、通直視中

丞、員外視黃門侍郎。

とある。この詔文は前引の隋書百官志の天監六年の詔文を要約したものである。そこでは、清頭と清望とが同じ意味とされている。もつともこの理解は唐六典がつくられたとき示されたもので、南朝においてそうした理解があつたのを示すものではないかも知れない。また、晋書卷九十吳隱之伝に、

（前略）及（韓）康伯為吏部尚書、隱之遂階清級。

とあるが、太平御覽卷四百十二人事部五十三孝上に見える晋中興書には、右の「遂階清級」を「遂歴清顯」としており、初学紀卷十一職官部上吏部尚書第六には、同じく晋中興書を引いてそれを「遂歴清望」としている。この二つの晋中興書は、もともと同じものであつた筈であるけれども、右に引用されている限りでは互に出入がある。これは清顯と清望とが同じ意味であつたのを察せしめよう。もつともこの際清顯が清望と等しいとされた時点は不明である。あるいは唐に降るのかも知れない。

七 清 塗

本節は清塗の語をとりあげる。

文選卷二十四為賈謐作贈陸機、潘安仁を見ると、

藩岳作鎮、輔我京室。旋反桑梓、帝弟作弼。或云、国官清塗攸失。吾子泠然、恬淡自逸。

とある。これは西晋の恵帝の弟晏が呉王となり、（呉出身の）陸機が太子洗馬から出でてその郎中令に遷つたときのものである。ここでは郎中令就官が清塗を失うの意味する、とされている。まず郎中令についてであるが、晋書卷六十李含伝に、

李含、字世容。隴西狄道人也。僑居始平。…自太保掾、転秦國郎中令。司徒選含領始平中正。

とあり、そのあとの方に、

（前略）中丞傅咸上表理含曰、…含寒門少年。而（郭）突超為別駕。…自初見使為中正、反覆言辭、説、非始平國人。

不宜為中正。後為郎中令。又自以選官、引台府為比、以讓常山太守蘇韶。辭意懇切。…含之固讓、乃在王未薨之前。云云。

とある。李含が中正を領したのは、前記事だけを見ると彼が郎中令となつてからのちのようである。しかし、後記事をあわせ考えた際、李含がまず中正となり、ついで郎中令を領したとされよう。中正は通常本官をもつものがこれを領する。蓋し前記事は中正を一般的官序と切りはなして記載したもので、そのため、あたかも郎中令に転じてのち始平中正を領したかの如き書きぶりとなつたのであろう。ここで郎中令になつたときの李含の郷品を考えてみよう。彼が郎中令領中正のとき事件が起つた。右の傅咸の上表はそのときのものである。その結果として、同伝に、

含遂被貶退、割為（郷品）五品。帰長安。

とある。ところで、李含が郷品五品になつたことを示すものとして、他に、通典卷八十八礼四十八斬綬三年に、

咸又言、…而中正龐騰無所撓仗、貶含品三等。

とある。これから逆に計算して、郎中令領中正のとき李含が郷品二品であつたのがわかる。郡中正になるとその出身が次門以下であつても郷品二品を与えられることになつていたが、李含は郎中令領中正のとき、領中正として規定通り郷品二品であつたわけである。なお、傅咸の上表のなかに李含が寒門（であつた）とされているが、当時寒門は（通常）郷品三品以下である。⁽²³⁾蓋し李含はもともと郷品三品以下であつたが、中正とされたためその郷品が二品に昇され、郎中令就官後も郷品二品であつたとすべきであろう。このことは当時郎中令が郷品二品のもの就くべき官であつたのを察せしめるに足ろう。さて、秦王が死亡したのは元康元年のことである。北堂書鈔卷六十六設官部十八太子洗馬一百二十七に、

陸機皇太子清宴詩序、元康四年秋、余以太子洗馬、出補吳王郎中（令）。云云。

とあるのを見ると、陸機が吳王郎中令に任ぜられたのは元康四年のことである。そうすると陸機が郎中令に任ぜられたこ

る郎中令は郷品二品のものの就くべき官であり、陸機は郷品二品としてそれに就いたということが想定されよう。ちなみに、晋書卷九十鄧攸伝に、鄧攸について、西晋時代のこととして、

挙灼然、二品。為吳王文学。歴太子洗馬東海王越參軍。

とある。これは王の文学が（太子洗馬と同様に）郷品二品の就くべき官であつたのを物語つている。⁽²⁵⁾つまり、王国には郎中令以外にも郷品二品の就くべき官があつたのである。

また、晋書卷七十八丁譚伝に、丁譚について、

及（元）帝踐阼、拜駙馬都尉奉朝請尚書祠部郎。時琅邪王奭始受封。帝欲引朝賢為其上卿。將用譚、以問中書令賀循。循曰、郎中令、職望清重。実宜審授。譚清淳貞粹、雅有隱正。聖明所簡、才実宜之。遂為琅邪王郎中令。

とある。ここに郎中令の職望が清重であるとあるが、これは東晋極初も郎中令が郷品二品のものの就くべき官であつたことを一応予想させる。また、宋書卷五十八王恵伝に、東晋末のこととして、

宋國初建。當置郎中令。高祖難其人、謂傅亮曰、今用郎中令。不可令減袁曜卿也。既而曰、吾得其人矣。乃以恵居之。

とある。府從事中郎が郷品二品のものの就くべき官であつたのはすでに第三節でふれた通りであるが、王恵は太尉府從事中郎をへているからその郷品は二品であつたとすべきであらう。

かくて、西晋の元康のころ、右に見た限りにおける清塗は、当時すでに族門制が出現していたとすれば第一流の甲族の進むべき官途を意味し、いまだ族門制が出現していなかつたとすれば、郷品（一、）二品のものの進むべき官途のなかでもとくに優れたものであつたといふことができよう。

なお、前引の文選為賈謐作贈陸機の注に、

向日、或有人云、自太子洗馬、出爲郎中令、是失清官之塗。

とある。ここでは清塗が清官之塗とされている。単なる言葉としては、清塗が清官之塗であることに間違いはなからう。ところで、晋書卷六十八賀循伝に、

(前略)著作郎陸機上疏、薦循曰、…至于荆揚二州、戸各数十万。今揚州無郎、而荆州江南乃無一人爲京城職。誠非聖期待四方之本心。至於才望資品、循可尚書郎、(郭)訥可太子洗馬舍人。此乃衆望所積。非但企及清塗、苟充方選也。云云。

とある。(陸機が著作郎であつたのは彼が呉王郎中令となるまえであつたと考えられる。)また、太平御覽卷二百十五職官部十三摠叙尚書郎に、

晋太康起居注曰、故司空王基、夙爲先帝授任。基子冲尚書郎中。雖清塗、猶未免楚撻。其以冲爲治書侍御史。⁽²⁶⁾

とある。こうした清塗→清途はさきに見たものと同質のものか、あるいは、もし族門制出現以後だとすれば甲族の進むべき官途、族門制出現以前だとすれば郷品(一、)二品のものの進むべき官途といった意味のものか、であろう。

つぎに、明確に族門制が存在していたときにおける清塗の語であるが、南齊書卷二十三に、

史臣曰、…褚淵当泰始運、清塗已踰。数年之間、不患無位。云云。

とある。泰始は宋の明帝の年号であるが、つとに甲族として著作佐郎(など)に起家した褚淵は当時侍中、吏部尚書などに就いている。この際清塗は蓋し甲族としての官途といった意味であろう。

ここで、資治通鑑卷一百二十八宋大明二年の条を見ると、

裴子野論曰、古者德義可尊、無挾負販。苟非其人、何取世族。名公子孫、還齊布衣之伍。士庶雖分、本無華素之隔。

自晋以来、其流稍改、艸沢之士、猶顯清塗。降及季年、專限閥閱。自是、三公之子、傲九棘之家、黃散之孫、蔑令長

之室、軫相驕矜、互爭銖兩。唯論門戶、不問賢能。以謝靈運王僧達之才華輕躁、使其生寒宗、猶將覆折。重以怙其庇廕。召禍宜哉。

とある。ここに華、素の語が見える。これらは南朝に視点を置いた、家格を重視した用法であるに相違ない。つまり、その華は本来の甲族を指し、素はそれよりも下の次門を指すとすべきである。要するに、「古者徳義…專限閥閱」とあるものは、古は人物本位で官僚を任命し、そうした官僚となつたものが即ち士であつた。それだけに士庶の區別（官僚たるものとそうでないものとの區別）はあつたが、（現在いうような）世襲身分による官僚たる華（本来の甲族）と素（次門）との區別といつたものはなかつた。晋以後そうしたことは次第に變つてきたが、いまだ草沢の士が清塗を歩むこともあつた。しかしその季年になると専ら家の閥閱を問題とするようになつた。という論旨である。この清塗は（やや漠然と）甲族の進むべき官途を指しているとしてよからう。（「才華」の華はここでは論外とする。）

さて、宋書卷六十荀伯子伝に、宋よりまえのこととして、

荀伯子、潁川潁陰人世。祖羨驃騎將軍。父猗祕書郎。伯子少好學、博覽經伝。而通率好雜戲、遨遊閭里。故以此失清塗。解褐為駙馬都尉奉朝請員外散騎侍郎。

とある。以後荀伯子は著作佐郎、尚書祠部郎、世子征虜功曹、國子博士、尚書左丞、臨川内史、散騎常侍、（本邑中正、）太子僕、御史中丞、司徒左長史、東陽太守となつてゐる。同伝に、

伯子常自矜廕籍之美。謂（王）弘曰、天下膏粱、唯使君与下官耳。宣明（謝晦の字）之徒、不足數也。

とあるが、荀伯子は本来の甲族であつた。「故以此失清塗」とあるのは蓋しその全官途を通観してのことであろう。ところで、彼が甲族の就くべき官、例えば散騎常侍、御史中丞に就いてゐることを考えると、その清塗は甲族の進むべき官途とは解しがたい面ができる。この際、第六節でふれたように散騎常侍が第一流の甲族の就くべき官でなくなつてきていた

こと、あとでふれるように御史中丞就官が甲族から嫌われていたことなどをあわせ考えると、その清塗は第一流の甲族の進むべき官途と解した方が稟当のようである。(もつとも、尚書祠部郎は通常次門の就くべき官と思われるから、その「清塗」を甲族としての順調な官達を欠いていたという意味に解されぬでもない。しかし、もしそうであつたにしても、それはいままでの考察結果を別に否定するものではない。)

なお、御史中丞についてであるが、南齊書卷三十三王僧虔伝に、

(王僧虔) 入為侍中。遷御史中丞、領驍騎將軍。甲族向來多不居憲台。王氏以分枝居烏衣者、位官微減、僧虔為此官、乃曰、此是烏衣諸郎坐處。我亦可試為耳。

とあつて、本来の甲族が御史中丞就官を嫌つていたことがわかる。御史中丞就官者の顔ぶれを見た際、次門(やそれ以下?)の出身で本来甲族の独占すべき官に昇つたものが往々御史中丞に就いていたのがわかるが、これはそうしたことと相応じよう。しかし、それと官制上御史中丞が清階に列していたことは自ら別事に属する。

註

(1) 拙稿、「魏晉南朝の最下級官僚層について」(史学雜誌第七号) (十四編第七号)

参照。

なお、かつて発表した私見と本稿で述べる私見とに違ひのある点は、本稿の方をとるべきものとする。

(2) 拙稿、「梁の天監の改革と次門層」(史学研究第九十七号) 参照。

なお、本稿で用いる文官の官班制、武官の官班制という表現はかなり大まかなものであることをとくに断つておく。こうした官班制については別稿で論ずる。

(3) 甲族、次門の起家の官については、拙稿、「南朝における

甲族層起家の官をめぐつて」(史淵第九号)・「寒士と寒門」(近く予発表定) 参照。

(4)・(5) 前掲、「寒士と寒門」参照。

(6) 前掲、「梁の天監の改革と次門層」参照。

(7) 前掲、「寒士と寒門」参照。

(8) 前掲、「魏晉南朝の最下級官僚層について」参照。

(9) 拙稿、「州將蕭衍の挙兵をめぐつて」(軍事史学第九号) 参照。

(10) こうした際の家門、家の大きさについては近く専論を以て論ずる予定である。

- (11)・(12) 前掲、「梁の天監の改革と次門層」参照。
- (13) 拙稿、「魏晉時代の州大中正の制」(東洋史学 第二十六輯) 参照。
- (14) この理解は永嘉元年の記述に見える七第の語が後門を指すことを前提とする(「魏晉南朝の最下級」官僚層について)。
- (15) 前掲、「梁の天監の改革と次門層」参照。
なお、郷品数に四を加えたものが起家の官品となることについては、宮崎市定氏、「九品官人法の研究」参照。
- (16)・(17) 前掲、「寒士と寒門」参照。
なお、尚書郎について稿を新たにして論ずる。
- (18) 前掲、「九品官人法の研究」参照。
- (19) 前掲、「南朝における甲族層起家の官をめぐるつて」参照。
- (20)・(21) 前掲、「寒士と寒門」参照。
- (22) 殷恒が清頭であるとされているのは、蓋し散騎常侍に就いてよりあとのことについてであろう。
- (23) 前掲、「魏晉時代の州大中正の制」参照。
- (24) 前掲、「寒士と寒門」参照。
- (25) 拙稿、「世説新語用語解」(表) (未発)
- (26)・(27) 拙稿、「晋南朝の御史制度」(表) (未発)

補(1) ただし、陳書徐陵伝の清階は第一流の甲族の就くべき官の等級、あるいは官序といった意味となろう。天子の発意による・「選擬」をへない高官任命については稿を新たにして論ずる。

Qing-guan(清官) and *Zhuo-guan*(濁官) of *Nan-chao*(南朝)

Shigeaki OCHI

This essay is part of my fundamental study of the history of *Nan-chao* and its subject matter is the examination of those terms *Qing*(清) and *Zhuo*(濁) which stand for the government service or the government position in the era.

Among the posts of the government in those days, those of *Qing* were occupied by *Jia-zu*(甲族), the highest class of the strata, and those of *Zhuo* by *Ci-men*(次門), the next class. (In the eras of *Song*(宋) and *Qi*(齊), *Hou-men*(後門), the third class, was also qualified to be bureaucrats. At that time, *Hou-men* was to be included among the classes to which the occupants of *Zhuo* usually belonged.) In the period of *Nan-chao*, they used the terms

Qing-liu (清流), *Qing-guan* (清貫), *Qing-ji* (清級), *Qing-jie* (清階), *Qing-hua* (清華), *Qing-xian* (清顯), and *Qing-tu* (清塗), and a commonly recognised fact is that the members directly concerned were only from *Jia-zu*.

This distinction between *Qing* and *Zhuo* convinces us that there was a sharp boundary between *Jia-zu* (which corresponds to Aristocracy) and *Ci-men*.